

川西市立久代幼稚園・川西南保育所に係る事業計画の経緯

令和元年度 R2年3月策定

「第2期川西市子ども・子育て計画」(期間:令和2年度～6年度)

今後の方針と取り組み ・計画の見直し	「幼児教育・保育の無償化」の影響を見極めた上で、各施設の方向性を適切に示すため、本計画の中間年である令和4(2022)年度に第6章「市立幼稚園・保育所・認定こども園のあり方について」部分を見直し、「市総合計画」や「市公共施設等総合管理計画」等とあわせて市立教育・保育施設のあり方について検討します。
-----------------------	---

令和4年度 R5年1～2月 「市子ども・若者未来計画(案)」に係るパブリックコメント・タウンミーティング実施

「川西市子ども・若者未来計画(案)」

久代幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 ・原則として施設全体の新設は行わず、既存施設の有効活用を検討します。施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。
川西南保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・久代幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 ・原則として施設全体の新設は行わず、既存施設の有効活用を検討します。施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。

令和4年度 R5年3月策定

「川西市子ども・若者未来計画」(期間:令和5年度～6年度)

久代幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 ・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。 ・認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
川西南保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・久代幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 ・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。

令和5年度 R6年1月策定

「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方について(素案)」

市立幼稚園・市立保育所の一体化方針	<p>(1) 整備場所 (仮称) 川西久代南こども園については、市営久代団地跡地（久代3丁目地内）に新設を検討</p> <p>(2) 定員 今後、就学前教育児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、1号認定は現在の幼稚園入園児童数より少なめに設定することとし、2号・3号認定については、現行の保育所の定員を基本として検討します。ただし、最終的な定員設定については、令和6年度、令和7年度の待機児童数などを勘案しながら、決定することとします。</p> <p>(3) 整備・運営主体 (仮称) 川西久代南こども園の整備・運営については、民間法人による整備・運営とします。</p> <p>(4) 開設時期 (仮称) 川西久代南こども園、(仮称) 多田こども園ともに、令和10年度からの開設を目指し、事業を進めていきます。</p>
-------------------	---

R6年1月30日 同（素案）を公表

- R6年2～3月
- ・同（素案）の保護者等説明会を実施
 - ・同（素案）について民間就学前教育施設長を対象に説明会を実施
 - ・同（素案）について令和6年4月に川西南保育所または多田保育所へ入所されるお子様の保護者に対し、周知文書を個別に郵送
 - ・「入園入所のしおり」、「令和6年5月以降に川西南保育所または多田保育所への入所を希望されるお子様の保護者様」に向けた周知文書を入園所相談課窓口等でお知らせ

令和6年度 R6年12月～R7年3月 パブリックコメント、タウンミーティングを実施

「第2期川西市こども・若者未来計画(案)」

市立幼稚園・市立保育所の一体化方針	<p>(1) 整備場所 (仮称) 川西久代南こども園については、市営久代団地跡地（久代3丁目地内）に新設</p> <p>(2) 定員 今後、就学前児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、1号認定は幼稚園入園児童数より少なめに設定することとし、2号・3号認定については、現行の保育所の定員を基本として検討します。ただし、最終的な定員設定については、待機児童の状況などを勘案しながら、決定することとします。</p> <p>(3) 整備・運営主体 (仮称) 川西久代南こども園については、民間法人による整備・運営とします。</p> <p>(4) 開設時期 令和10年度（2028年度）からの開設をめざし、事業を進めていきます。</p>
-------------------	---

令和6年度 R7年3月策定

「第2期川西市こども・若者未来計画」(期間:令和7年度～11年度)

市立幼稚園・市立保育所の一体化方針	<p>(1) 整備場所 (仮称) 川西久代南こども園については、市営久代団地跡地（久代3丁目地内）に新設</p> <p>(2) 定員 今後、就学前児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、1号認定は幼稚園入園児童数より少なめに設定することとし、2号・3号認定については、現行の保育所の定員を基本として検討します。ただし、最終的な定員設定については、待機児童の状況などを勘案しながら、決定することとします。</p> <p>(3) 整備・運営主体 (仮称) 川西久代南こども園については、民間法人による整備・運営とします。</p> <p>(4) 開設時期 令和10年度（2028年度）からの開設をめざし、事業を進めていきます。</p>
-------------------	---

※計画案から修正無し